

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会設置要領

(趣旨)

第1 青森県と岩手県との県境において発生した廃棄物不法投棄事案について、原状回復対策等の実施に関し意見を聴くため、「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(所掌)

第2 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地下水浄化対策に関する事項
- (2) 環境再生に関する事項
- (3) 環境モニタリングに関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3 協議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長は、会長が選任する。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7 会長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、資源循環推進課において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成15年7月31日から施行する。
- 2 平成25年7月30日に任期が満了することとなる委員の任期は、第5第1項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの期間とする。
- 3 令和4年3月31日に任期が満了することとなる委員の任期は、第5第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの期間とする。
- 4 令和5年8月1日に任期が開始することとなる委員の任期は、第5第1項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの期間とする。

改 正 平成15年9月 1日

改 正 平成16年3月26日

改 正 平成17年2月14日

改 正 平成20年5月24日

改 正 平成25年6月17日

改 正 平成26年3月 6日

改 正 平成26年4月 1日

改 正 令和 4年3月17日

改 正 令和 5年2月28日

改 正 令和 5年5月24日

改 正 令和 7年4月 1日